

生駒市議会災害対策行動マニュアル

1 趣旨

本行動マニュアルは、「生駒市議会災害対策本部設置要綱(以下「要綱」という。)」第6条の規定に基づき、次の期間に応じた「生駒市議会災害対策本部（以下「議会本部」という。）」の事務実施事項について定めるものである。

- (1) 初動期：災害の発生した日及び翌日
- (2) 中期：初動期を経過した翌日以降、発生日から起算して7日目までの期間
- (3) 後期：発生日から起算して8日目以降の期間

2 行動原則

議員は、生駒市において震度5弱以上の地震が観測された場合、あるいは風水害等による大規模な被害が確認された場合は、議員各自が被災現場、テレビ、ラジオ等の情報により状況を判断し、議会に連絡し、議会本部の設置状況を確認するとともに、自身の安否、被災状況等を報告する。

この時、議会本部が設置された場合には、本行動マニュアルに基づき行動する。

3 行動基準

(1) 初動期

初動期においては、議会本部を設置するとともに、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

- ① 各議員は、議会事務局に連絡し、安否状況、連絡先を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認を行う。
- ② 議長（事故ある場合は要綱第5条の規定に基づき、その職務を代行するもの）は、議会事務局と連絡をとり合い、市対策本部の設置を確認し、議会本部を設置し、本部長の任に付くとともに、副本部長を任命する。
- ③ 本部長、副本部長及び議会事務局長は、速やかに議会に参集する。

- ④ 本部長は、議会本部の設置状況を本部員に連絡する。
- ⑤ 本部長は、市対策本部と連携し、情報収集に努める。
- ⑥ 本部員は、居住地域等において救援・救助活動を行うとともに、情報収集に努める。

(2) 中期

中期においては、議会本部に参集し、本部長の指揮監督のもとに被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市対策本部との情報共有を行う。

- ① 本部長、副本部長、本部員及び議会事務局職員は、各日午前10時までに議会本部に参集することを基本とする。
- ② 各日、原則として午前10時から議会本部会議を開催し、市対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとともに、次の事項について協議する。
 - ・ 議会本部における稼動人員の確認
 - ・ 今後の活動方針
 - ・ 調査等活動スケジュール
 - ・ 調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
 - ・ 役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）
- ③ 本部員は、会議の結果に基づき、担当する被災地、避難所等に赴き、被災状況・避難所の状況等の調査を行う。
- ④ 調査終了後、本部員は議会本部に戻り、調査結果を本部長に報告する。
- ⑤ 本部長は調査結果を集約し、市対策本部に報告する。
- ⑥ 本部員は、調査に際し、市民からの質問、意見等に対し、市対策本部からの情報に基づき、相談、助言する。

(3) 後期

臨時会の招集に備え、市対策本部との連携のもとに、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

- ① 臨時会が招集されるまでの間、議会本部に総務班、厚生班及び建設班を置く。

(各班の班長、副班長、班員の構成は別表1のとおりとする。)

- ② 各班は別表2に基づき、復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望等を調査し、結果を取りまとめる。

- ③ 本部長は調査結果を市(対策本部)に提言する。

ただし、結果を取りまとめるまでに、臨時会が招集された場合は、各班の検討経過等を各常任委員会に引き継ぐものとし、調査結果は議長から市(対策本部)に提言するものとする。

別表1

班名	班長	副班長	班員
総務	企画総務委員会 委員長	企画総務委員会 副委員長	企画総務委員会委員 (正副委員長を除く。)
厚生	厚生文教委員会 委員長	厚生文教委員会 副委員長	厚生文教委員会委員 (正副委員長を除く。)
建設	経済建設委員会 委員長	経済建設委員会 副委員長	経済建設委員会委員 (正副委員長を除く。)

別表2

班名	所掌事務
総務	企画総務委員会の所管する事項の復旧・復興に関すること。
厚生	厚生文教委員会の所管する事項の復旧・復興に関すること。
建設	経済建設委員会の所管する事項の復旧・復興に関すること。